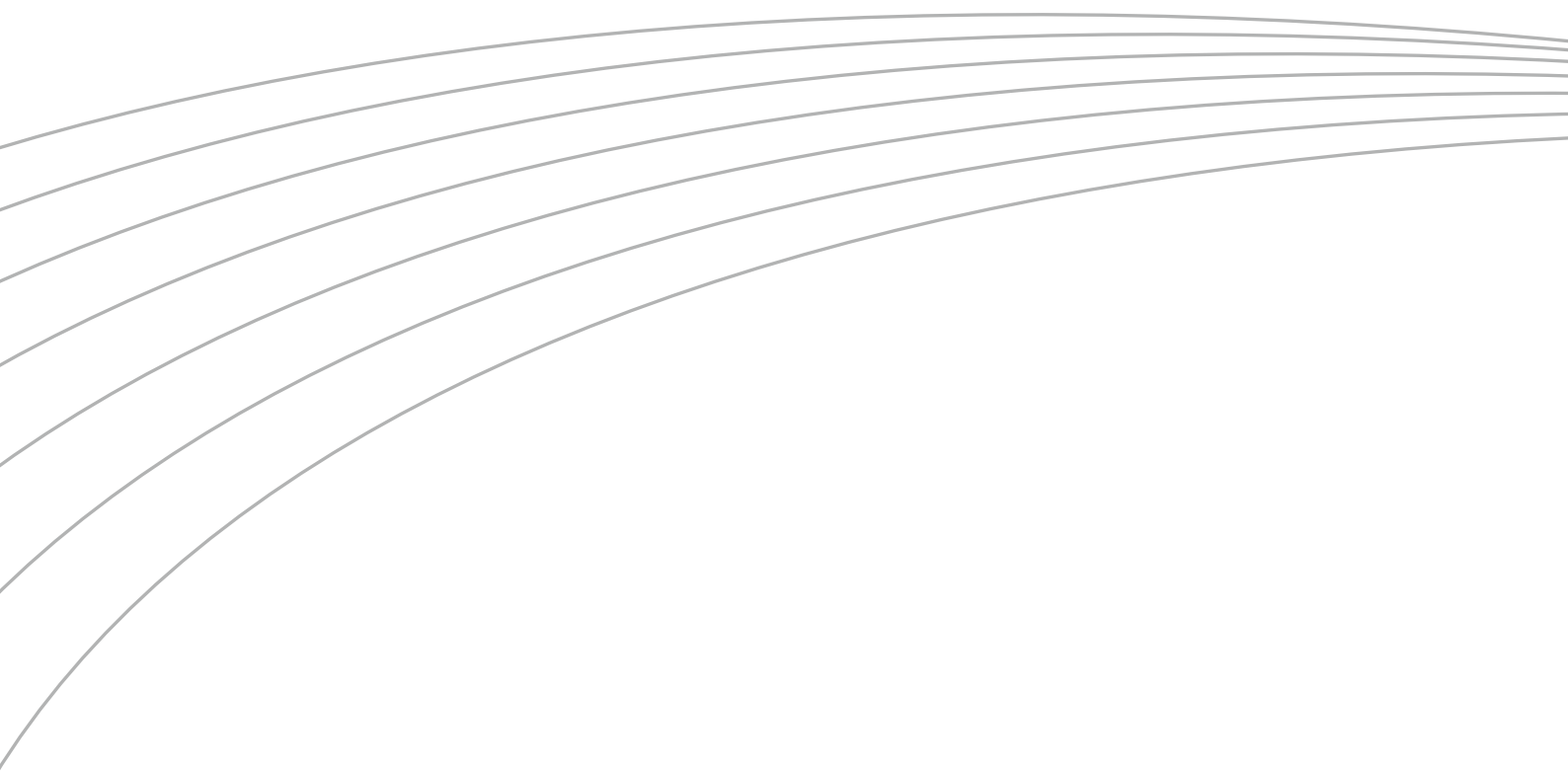


# 資料集



(1) 住民福祉活動計画・地域福祉推進計画 計画づくりの経過

平成20年

10月16日：計画策定に関する社協事務局会議を開催

11月13日：滋賀県社会福祉協議会にて、神戸学院大学藤井博志准教授に計画策定の指導を依頼

平成21年

1月8日：滋賀県社会福祉協議会事務局との意見交換

21日：神戸学院大学にて藤井准教授より計画策定指導

23日：平成20年度 第12回理事会 計画策定に関する概要説明

2月6日：平成20年度 第13回理事会 計画策定に関する行程説明

26日：神戸学院大学にて藤井准教授より計画策定指導

3月23日：計画策定事務局会議

平成20年度 第15回理事会 計画策定着手の承認

27日：平成20年度 第4回評議員会 計画策定着手の議決

30日：計画策定事務局会議

4月24日：第1回指針会議

5月・広報「しふくのふくし」5月号（No. 25）

特集「地域を元気に！～平成21年度社協の事業計画と予算」で計画の策定を告知し、住民福祉ネットワーク会議の公募委員を募集。

12日：神戸学院大学にて藤井准教授より計画策定指導

19日：第1回ボランティアセンター運営委員会 16名

22日：平成21年度 第2回理事会

住民福祉ネットワーク会議設置要綱の制定について承認

地域福祉推進計画策定委員会設置要綱の制定について承認

第2回指針会議

6月1日：みんなでつくる・住民福祉フォーラム 173名

第1回策定委員会 28名 社協会長より策定委員会に計画を諮問

8日：第1回朽木住民福祉ネットワーク会議 20名

9日：第1回安曇川住民福祉ネットワーク会議 23名

第1回新旭住民福祉ネットワーク会議 21名

10日：第1回マキノ住民福祉ネットワーク会議 21名

12日：第1回高島住民福祉ネットワーク会議 19名

13日：第1回今津住民福祉ネットワーク会議 23名  
 16日：第2回ボランティアセンター運営委員会 16名  
 23日：神戸学院大学にて藤井委員長より計画策定指導  
 24日：第1回ふれあいいいききサロン研究会 15名  
 26日：第3回指針会議  
 28日第1回福祉教育実践研究会14名  
 29日：第1回全体会議 34名  
 事務局会議

7月 ・広報「しふくのふくし」7月号（No. 26）  
 特集「住民福祉活動計画」を掲載し、経過報告。  
 7日：第2回新旭住民福祉ネットワーク会議 19名  
 8日：第2回マキノ住民福祉ネットワーク会議 20名  
 10日：第2回高島住民福祉ネットワーク会議 19名  
 11日：第2回今津住民福祉ネットワーク会議 23名  
 13日：第2回朽木住民福祉ネットワーク会議 20名  
 14日：第2回安曇川住民福祉ネットワーク会議 17名  
 21日：第2回ふれあいいいききサロン研究会 16名  
 第3回ボランティアセンター運営委員会 17名  
 22日：神戸学院大学にて藤井委員長より計画策定指導  
 25日：第2回福祉教育実践研究会11名  
 27日：第2回全体会議 28名  
 31日：第3回福祉教育実践研究会（福祉教育学習情報交換会）53名

8月 4日：第3回安曇川住民福祉ネットワーク会議 31名  
 第3回新旭住民福祉ネットワーク会議 27名  
 7日：第3回高島住民福祉ネットワーク会議 37名  
 10日：第3回朽木住民福祉ネットワーク会議 26名  
 11日：第3回マキノ住民福祉ネットワーク会議 29名  
 18日：第4回ボランティアセンター運営委員会 17名  
 21日：第3回今津住民福祉ネットワーク会議 35名  
 26日：地域福祉全体研修（社協職員）55名  
 「何故、社協の総合化を問うのか」神戸学院大 藤井博志先生

9月 ・広報「しふくのふくし」9月号（No. 27）  
 住民福祉活動計画の策定状況を経過報告。  
 2日：第3回ふれあいいいききサロン研究会 14名  
 7日：第3回全体会議 28名  
 9日：第4回マキノ住民福祉ネットワーク会議 20名  
 11日：第4回高島住民福祉ネットワーク会議 16名  
 12日：第4回今津住民福祉ネットワーク会議 18名  
 14日：第4回朽木住民福祉ネットワーク会議 17名  
 15日：第5回ボランティアセンター運営委員会 15名  
 第4回安曇川住民福祉ネットワーク会議 19名  
 第4回新旭住民福祉ネットワーク会議 15名  
 16日：マキノ住民福祉ネットワーク会議（小委員会）6名  
 20日：第4回福祉教育実践研究会11名  
 24日：みんなでつくる・住民福祉活動計画 中間報告会  
 （第4回全体会議）164名  
 30日：第5回高島住民福祉ネットワーク会議 18名  
 新旭住民福祉ネットワーク会議（小委員会）4名

10月 ・広報「しふくのふくし」10月号（No. 28）  
 「みんなでつくる・住民福祉活動計画 中間報告会」を掲載し、経過報告。  
 2日：神戸学院大学にて藤井委員長より計画策定指導  
 6日：第5回安曇川住民福祉ネットワーク会議 20名  
 マキノ住民福祉ネットワーク会議（小委員会）7名  
 7日：今津住民福祉ネットワーク会議（小委員会）6名  
 13日：第5回新旭住民福祉ネットワーク会議 21名  
 今津住民福祉ネットワーク会議（小委員会）6名  
 朽木住民福祉活動計画策定にかかる意見交換会  
 （朽木西小学校区）28名

14日：第5回マキノ住民福祉ネットワーク会議 18名  
 16日：安曇川住民福祉ネットワーク会議（作業部会）8名  
     第6回高島住民福祉ネットワーク会議 18名  
 17日：第5回今津住民福祉ネットワーク会議 20名  
 19日：神戸学院大学にて藤井委員長より計画策定指導  
     第5回朽木住民福祉ネットワーク会議 12名  
 20日：第6回ボランティアセンター運営委員会 16名  
  
 21日：第4回ふれあいいきいきサロン研究会 16名  
 22日：新旭住民福祉ネットワーク会議（小委員会）4名  
 23日：平成21年度 第7回理事会  
     地域福祉推進計画の策定状況について報告  
 28日：高島住民福祉ネットワーク会議（小委員会）7名  
 29日：第5回全体会議 32名  
     住民福祉ネットワーク会議委員長 意見交換会 16名  
 30日：マキノ住民福祉ネットワーク会議（小委員会）6名

11月 1日：第5回福祉教育実践研究会 9名  
     4日：高島住民福祉ネットワーク会議（小委員会）5名  
     6日：安曇川住民福祉ネットワーク会議（作業部会）7名  
 10日：今津住民福祉ネットワーク会議（小委員会）7名  
     第6回安曇川住民福祉ネットワーク会議 23名  
     第6回新旭住民福祉ネットワーク会議 21名  
 11日：第6回マキノ住民福祉ネットワーク会議 20名  
 13日：第7回高島住民福祉ネットワーク会議 16名  
 16日：第6回朽木住民福祉ネットワーク会議 24名  
 17日：第7回ボランティアセンター運営委員会 14名  
 18日：視察研修「全国校区・小地域福祉活動サミット in 大津」51名  
 19日：新旭住民福祉ネットワーク会議（小委員会）4名  
 20日：高島住民福祉ネットワーク会議（小委員会）6名  
 21日：第6回今津住民福祉ネットワーク会議 22名  
 26日：第6回全体会議 27名  
     事務局会議

12月・広報「しふくのふくし」12月号（No. 29）  
     「住民福祉活動計画」を特集し、各地域の住民福祉活動計画草案を掲載。  
 11日：事務局会議  
 15日：第8回ボランティアセンター運営委員会 13名  
     安曇川住民福祉ネットワーク会議（作業部会）7名  
 17日：第2回策定委員会 30名  
 18日：平成21年度 第9回理事会  
     住民福祉活動計画の策定状況について報告  
 19日：第6回福祉教育実践研究会 12名  
 22日：新旭住民福祉ネットワーク会議（小委員会）4名  
     安曇川地区ボランティアセンター準備委員会 8名

## 平成22年

1月17日：神戸学院大学にて藤井委員長より計画策定指導  
     19日：第9回ボランティアセンター運営委員会 14名  
     21日：第3回策定委員会 27名  
     29日：平成21年度 第10回理事会  
     地域福祉推進計画の策定状況について報告

2月・広報「しふくのふくし」2月号（No. 30）  
     地域福祉推進計画パブリックコメントの募集記事を掲載。  
 23日：第4回策定委員会 26名  
 25日：パブリックコメント 意見募集の開始  
 26日：平成21年度 第11回理事会  
     地域福祉推進計画（案）について説明

3月20日：パブリックコメント 意見の締め切り  
     26日：策定委員会正副委員長会議 4名  
     平成21年度 第12回理事会  
     地域福祉推進計画（案）を策定委員会委員長より社協会長に答申  
     理事会で地域福祉推進計画（案）の承認  
 29日：平成21年度 第3回評議員会  
     地域福祉推進計画（案）を社協会長より説明し承認を得る

## (2) 住民福祉ネットワーク会議設置要綱

### 住民福祉ネットワーク会議設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 高島市における住民主体による地域福祉を推進するための住民福祉活動計画を策定するにあたり、幅広い地域住民からの参画を求め、住民福祉ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を旧6町村単位に設置する。

#### (協議事項)

第2条 ネットワーク会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 住民福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他、地域福祉の推進に関し必要と認められること。

#### (委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、20人以内とする。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから高島市社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 区・自治会の役員
- (2) 民生委員児童委員の代表者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 公募市民
- (7) 高島市社会福祉協議会理事
- (8) その他、高島市社会福祉協議会長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。但し、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 ネットワーク会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長はネットワーク会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 ネットワーク会議は委員長が召集する。但し、最初に召集するネットワーク会議は高島市社会福祉協議会長が召集する。

- 2 ネットワーク会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 ネットワーク会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、ネットワーク会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 5 ネットワーク会議は、原則公開とする。但し、ネットワーク会議の決議により公開しないことができる。
- 6 議長はネットワーク会議の代表として、高島市地域福祉推進計画策定委員会との全体会議に出席するものとする。

#### (事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、高島市社会福祉協議会に置き、その庶務を行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が高島市社会福祉協議会長と協議の上定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。



### (3) 高島市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

#### 高島市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人高島市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉推進計画を策定するために、高島市地域福祉推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、高島市地域福祉推進計画の策定に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に属する策定委員20名以内で構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員の代表者
- (2) NPO・ボランティア活動関係者
- (3) 医療・福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 公募市民
- (7) 滋賀県社会福祉協議会の職員
- (8) 本会の理事及び評議員
- (9) 本会の事務局長

- 2 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、策定委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。但し、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。但し、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、本会会長が招集する。

- 2 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 策定委員会に必要により部会を置くことができる。
- 6 策定委員会は、原則公開とする。但し、策定委員会の決議により公開しないことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

(4) マキノ住民福祉活動計画

マキノ住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	伊丹 俊次	特定非営利活動法人 絵本による街づくりの会 副理事長
2	伊吹 源司 ◎	マキノ民生委員児童委員協議会
3	小谷 征洋	マキノ民生委員児童委員協議会
4	落合 増夫 ○	下区福祉推進委員長
5	加河 昇	特定非営利活動法人 近江湖西会 理事長
6	狩野 友美	マキノ学童保育所くれよんクラブ 指導員
7	志連 紀恵子	高島市老人クラブ連合会 マキノ支部 女性部
8	高木 照代	休日を楽しむ会ニコニコクラブ 事務局
9	谷澤 茂	海津警察官駐在所
10	谷本 修一	社会福祉法人たかしま会 藤美寮 寮長
11	西村 一真	高島市青年協議会 事務局長
12	新田 龍誠	高島市里親会 会長
13	三浦 重利	湖西平自治会 自治会長
14	赤崎 太一郎	高島市社会福祉協議会 理事
15	古蒔 りょう子	高島市社会福祉協議会 きらりマキノ 介護支援専門員

※所属・役職名は就任当時のものです。

(5) 今津住民福祉活動計画

今津住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	磯辺 収	高島市老人クラブ連合会 今津支部長
2	市川 清 ◎	中浜区長
3	門脇 浩克	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション高島
4	木下 十九代	今津民生委員児童委員協議会
5	清原 猛史	今津町青年団
6	小林 みゆき	桂区福祉推進委員長
7	是永 宙	結いの里・椋川
8	櫻田 勲	今津民生委員児童委員協議会
9	前川 和徳	今津町青年団 団長
10	増田 道夫 ○	精神保健ボランティア グループ ○(わ) 代表
11	三田村 ます江	構区福祉推進委員長
12	山本 雅代	介護者の会 「紅葉の会」代表
13	和治 佐代子	特定非営利活動法人 子育て・子育てサポートきらきらクラブ 代表
14	中田 暢夫	高島市社会福祉協議会 理事
15	早川 百合子	高島市社会福祉協議会 きらり今津 主任

※所属・役職名は就任当時のものです。

(6) 朽木住民福祉活動計画

朽木住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
 ※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	海老澤 文代	ボランティア「ほっとけーき」代表
2	駒崎 佳之	上針畑福祉推進委員長
3	武内 潮美	介護相談員
4	田村 きよ美	社会福祉法人虹の会 社会就労センター ドリーム 施設長
5	田村 忠 ◎	野尻区福祉推進委員長
6	藤沢 洋平	朽木青年団 団長
7	松永 朱美 ○	上針畑福祉推進委員
8	三浦 正和	朽木地域まちづくり委員会 委員長
9	森本 美幸	くつきうーまんず
10	山下 露子	社会福祉法人ゆたか会 特別養護老人ホーム やまゆりの里 介護支援専門員
11	山原 恵子	高島市立朽木保育園 元園長補佐
12	山本 利幸	針畑区長
13	吉田 ちよ子	朽木民生委員児童委員協議会
14	宮川 久美子	高島市社会福祉協議会 理事
15	炭本 睦美	高島市社会福祉協議会 きらり朽木 介護支援専門員

※所属・役職名は就任当時のものです。

(7) 安曇川住民福祉活動計画

安曇川住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
 ※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	一井 久子	ボランティア 「青りんご」
2	岡田 三武郎	安曇川民生委員児童委員協議会 副会長
3	小寺 實	高島市身体障害者更生会 事務局長
4	白藤 喜代治	ボランティア 「あどがわそばづくりの会」代表
5	高橋 渡	リバーサイド区福祉推進委員長
6	地村 喜代子	介護者の会 「みのり会」代表
7	土井 良太郎	三尾里区長
8	中村 友則	安曇学区青少年育成コミュニティ会議 代表
9	橋本 圭子 ○	ボランティア「安曇川生きがいボランティア」
10	前川 豊和	安曇川民生委員児童委員協議会
11	三上 慈雲	安曇川ボランティア連絡協議会 副会長
12	水口 一夫	社会福祉法人 光養会 特別養護老人ホーム ふじの里 副施設長
13	保井 五雄 ◎	特定非営利活動法人 湖西生涯学習まちづくり研究会 どろんこ 理事長
14	木村 哲基	高島市こども会協議会 会長
15	小川 賀世子	高島市社会福祉協議会 理事
16	尾形 勇子	高島市社会福祉協議会 在宅介護課 第2係長

※所属・役職名は就任当時のものです。



(8) 高島住民福祉活動計画

高島住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	一圓 守造	ボランティア「思い出ガイド」
2	上原 和行	高島民生委員児童委員協議会 会長
3	兼田 初恵	ボランティア 「あじさい」
4	津田 弘子	上永田自治会 福祉推進委員長
5	出口 眞樹子	株式会社ニチイ学館 ニチイのやわらぎ 管理者
6	長濱 洋 ◎	ボランティア 「STK」代表
7	西川 利政	高島拝戸郵便局長
8	林 喜代子	高島市老人クラブ連合会 高島支部
9	林 典男	畑の棚田保存会
10	東 幹夫 ○	高島民生委員児童委員協議会
11	平井 良行	南鴨自治会長
12	山田 紀美	ボランティア 「Ms, の会」代表
13	中村 麻美	高島市社会福祉協議会 理事
14	澤 美好	高島市社会福祉協議会きらり高島 介護支援専門員

※所属・役職名は就任当時のものです。

(9) 新旭住民福祉活動計画

新旭住民福祉ネットワーク会議 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日  
※50音順、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	一井 香緒里	ボランティア「高島三線会」代表
2	一井 良知	藁園区長
3	岡田 伊都子	新旭民生委員児童委員協議会 副会長
4	久保 貴司	ボランティア「ありがとうの花」代表
5	多胡 久男 ◎	平井区福祉推進委員長
6	多胡 みち子	フレンズ新旭
7	谷 みそぎ	井ノ口区ふれあい委員
8	内藤 さき枝	ボランティア「いこいの家を活用する会」代表
9	中西 信樹	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション高島
10	早藤 ミサオ○	高島市新旭赤十字奉仕団 委員長
11	藤原 麻美	チャレンジクラブ(新旭町青年団)
12	藤原 実	ぷらっと新旭
13	古川 彩子	チャレンジクラブ代表(新旭町青年団)
14	坂江 勝介	高島市社会福祉協議会 理事
15	吉原 正浩	高島市社会福祉協議会 きらり新旭 介護支援専門員

※所属・役職名は就任当時のものです。

(10) プロジェクト

元気が出る！ふれあいきいきサロン研究会 名簿

開催期間：平成21年6月24日～10月21日（全4回）

	氏名	所属
1	長谷川 綾子	新保区 サロンボランティア（マキノ）
2	市川 瞳	中浜区福祉推進委員長（今津）
3	田村 忠	野尻区福祉推進委員長（朽木）
4	高橋 渡	リバーサイド区福祉推進委員長（安曇川）
5	東 幹夫	高島民生委員児童委員協議会（高島）
6	平楽 康男	新旭民生委員児童委員協議会（新旭）
7	長濱 綾子	ボランティア「あじさい」（高島）
8	小川 賀世子	ボランティア「安曇川生きがいボランティア」代表（安曇川）
9	竹村 安子	大阪市立大学 生活科学部 講師（指導者）

(11) プロジェクト 福祉教育実践研究会 名簿

開催期間：平成20年7月19日～平成21年12月19日（全12回）

	氏名	所属
1	梅村 頼子	高島市立マキノ北小学校 教頭
2	山本 昇子	高島市災害ボランティア活動連絡協議会 安曇川町民生委員児童委員協議会
3	松宮 喜子	高島市視覚障害者福祉協会 副会長
4	松宮 義高	元自治体職員
5	林 英行	市民代表（福祉関係）
6	谷 仙一郎	特定非営利活動法人 元気な仲間 代表理事
7	上田 弘美	市民代表（教育関係）
8	馬場 八州男	高島市社会福祉協議会 事務局長
9	桑原 英文	JPCOM 代表（指導者）

(12) プロジェクト

ボランティアセンター運営委員会 名簿

開催期間：平成20年6月23日～11月18日

（ボランティアセンターのあり方検討委員会 全6回）

平成21年3月10日～継続中

（ボランティアセンター運営委員会）

◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	小川 吉之	マキノ民生委員児童委員
2	大西 和則	パソコンボランティア
3	貫井 亜紀 ○	特定非営利活動法人 元気な仲間
4	三上 慈雲 ◎	安曇川ボランティア連絡協議会 副会長
5	伊藤 美江	ボランティア「ほたる草」代表
6	矢野 勝江	ボランティア「ほっとけーき」
7	白武 和彦	シブラルタ生命保険株式会社 大津支社 今津支部長
8	井上 良信	社会福祉法人 光養会 特別養護老人ホーム ふじの里 主任介護支援専門員
9	和田 通	高島市教育委員会事務局 社会教育課 主監
10	松宮 喜子	高島市福祉教育実践研究会
11	久保 貴司	ボランティア「ありがとうの花」代表
12	山口 哲	メディアコーディネーター
13	保井 五雄	特定非営利活動法人 湖西生涯学習まちづくり研究会 どろんこ 理事長
14	佐藤 浄信	市民公募
15	太田 昌也	市民と暮らし研究所 所長（指導者）

(13) 高島市地域福祉推進計画 策定委員会 委員名簿

任期：平成21年6月1日～平成22年3月31日

※順不同、敬称略、◎印は委員長 ○印は副委員長

	氏名	所属
1	藤井 博志 ◎	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 准教授
2	小川 賀世子○	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
3	伴 英治	高島市福祉施設協議会 会長
4	橋本 浩明	高島市福祉施設協議会 副会長
5	谷 仙一郎	特定非営利活動法人 元気な仲間 代表理事
6	山本 昇子	高島市災害ボランティア活動連絡協議会
7	川島 和久	社会福祉法人虹の会 湖西地域障害者生活支援センター わになろう 相談員
8	上田 弘美	高島市福祉教育実践研究会
9	一井 毅	高島市社会福祉協議会 評議員
10	仁賀 定夫	たかしま市民協働交流センター 事務局長
11	藤野 美代子	公立高島総合病院 看護部長
12	松本 美和子	公立高島総合病院 地域連携室 室長
13	玉垣 弘子	高島市地域包括支援センター 所長
14	赤尾 信孝	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主監
15	高橋 宏和	滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部 主査
16	井上 四郎太夫	高島市社会福祉協議会 副会長
17	馬場 八州男	高島市社会福祉協議会 事務局長

※所属・役職名は就任当時のものです。

(14) 事務局（高島市社会福祉協議会）

主：主担当 副：副担当

	氏名	所属	担当	主	副
1	井岡 仁志	地域支援課長	高島市地域福祉推進計画	○	
			ふれあいサロン研究会	○	
2	森岡 豊美	地域支援課 ボランティアコーディネーター	VC運営委員会	○	
			福祉教育実践研究会		○
			朽木住民福祉活動計画		
3	杉本 学士	地域支援課 安曇川地域担当	安曇川住民福祉活動計画	○	
			新旭住民福祉活動計画		○
			高島住民福祉活動計画		○
4	松本 道也	地域支援課 今津地域担当	今津住民福祉活動計画	○	
			マキノ住民福祉活動計画		○
			朽木住民福祉活動計画		○
			福祉教育実践研究会	○	
5	吉田 利子	地域支援課 高島地域担当	高島住民福祉活動計画	○	
			安曇川住民福祉活動計画		○
6	平松 成美	地域支援課 マキノ地域担当	マキノ住民福祉活動計画	○	
			今津住民福祉活動計画		○
7	宮田 早苗	地域支援課 朽木地域担当	朽木住民福祉活動計画	○	
8	小笠原 滋	地域支援課 新旭地域担当	新旭住民福祉活動計画	○	
			安曇川住民福祉活動計画		
9	河野 みゆき	在宅介護課第3係長	マキノ住民福祉活動計画		
10	八坂 和美	在宅介護課第1係長	今津住民福祉活動計画		
11	松田 友江	在宅介護課第4係長	安曇川住民福祉活動計画		
12	三矢 大輔	きりり高島 主任	高島住民福祉活動計画		
13	岩崎 正恵	きりり新旭	新旭住民福祉活動計画		

※所属は平成21年度の職名です。

## (15) 用語解説(50音順)

### インフォーマルサポート

インフォーマルは「非制度」で、フォーマル「制度」に対する言葉として使用されます。制度に基づかないサポート(支援)という意味で、家族、親戚や友人、近隣、ボランティアなどによる支援を指します。多様化した個々のニーズ対応には、制度以外のインフォーマルな支援が制度によるサービスと共に必要となります。

### NPO

Non-Profit Organizationの略で民間非営利組織(団体)。利潤追求をしない、団体の社会的使命の実現を目指して活動をおこないます。特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人として法人格を持つものから、市民活動団体やボランティアグループも含んだ法人格を持たない幅広い意味として使う場合もあります。

### 介護支援専門員

一般的にはケアマネジャーと呼ばれています。要介護者やその家族等の相談に応じて、要介護者の心身の状況に合わせた介護計画(ケアプラン)を作成し、行政や医療、介護保険事業所、近隣住民等との調整をおこなうなどの援助をおこないます。

### 介護保険制度

平成12年(2000年)から施行された社会保険方式による介護の仕組み。従来の行政による措置制度から、利用者が必要なサービスを決めて事業者と契約をする、利用者主体のサービス提供へと介護のあり方が大きく変わりました。保険者は市町村、被保険者は40歳以上の者で、要介護、要支援状態となって介護認定を受けた被保険者に必要な保健医療サービスや福祉サービスが提供されます。

### 回想法

昔の出来事や道具などを用いて、過去の記憶を引き出して昔話をおこなうことで、その人の記憶が鮮やかによみがえり、現在の自分を肯定的にとらえ直し、よりよく生きるための活力を引き出そうとする技術で、医療や福祉現場で活用されています。

### 回想法センター

平成21年10月に社協が高島市鴨に開設した、回想法に関する様々な情報発信や実践をおこなう「たかしま回想法センター」。小規模多機能施設「えがお屋本舗宿鴨店」の2階にあります。思い出ガイド養成講座や回想法の実践などをおこなっています。

### グループホーム

高齢者、障がい者、要養護児童などが少人数で、地域に密着した場所で、専門職やボランティアによる支援を受けながら家庭に近い形態で共同生活を送る居住施設。大規模な施

設のあり方が見直され、小規模で地域と切り離さない暮らし方が求められています。

### 傾聴ボランティア

地域や施設等において、暮らしづらさを抱えた方のお話を聴き、共感し、思いを受け止めることで、その人が自ら元気になっていくことを支えるボランティア活動。その人の思いに寄り添うことで、自身の心の成長にもつながる活動と言えます。

### ケース検討会議

個人や家族、また地域が抱える個別の問題(ケース)について、様々な援助方法を検討するための会議。専門機関やその問題に関わる当事者などが集まって一緒に問題を検討していくことで、解決の糸口を見つけ出していきます。

### コミュニティワーカー

地域の生活課題、福祉課題を地域住民や当事者自らが解決できるように組織化を図り、学習や出会いの場、協議の場を設定しながら一人の問題をみんなの問題として行動していく援助過程およびその方法をコミュニティワーク(地域支援)と言います。これらの手法を用いて側面的に支援をするのがコミュニティワーカーであり、地域福祉を推進する最も有効的な方法のひとつと言えます。高島市社協においては地域支援課の職員を指します。

### 災害時要援護者

地震や風水害などの災害が起こった際に、救出、避難誘導、避難生活、および暮らしの復旧・復興などに支援が必要な高齢者や障がい者、幼児・児童、妊婦などを指します。制度上は災害時要援護者支援制度により、自治会等の組織により支援者を決めて要援護者支援をおこないますが、災害時だけでなく、日頃からの見守りや支援があることで、いざという時にも迅速で的確な支援がおこなえます。

### 災害ボランティア

被災地の復旧・復興活動を支援するボランティア。阪神淡路大震災ではのべ140万人の災害ボランティアが活躍し、今や被災地支援に欠かせない存在になっています。また災害時だけでなく、日頃から高齢者、障がい者等の見守り活動や生活支援活動、家具止め支援活動、防災マップづくり、災害に関する普及活動など予防的活動をおこなう防災ボランティア活動もあります。

### 市民後見人 ▶成年後見制度の項を参照

日本の高齢者数は、団塊の世代が75歳に到達する2025年には3500万人になると推計され、認知症高齢者は320万人になると予想されています。また認知症高齢者だけでなく、知的障がいのある方なども含めると、今後成年後見制度を必要とする方は増加の一途をたどり、弁護士、司法書士、社会福祉士などをはじめとした専門職による成年後見の体制では十分な支援ができないことが予想されます。そのため成年後見制度に関する知識を持った市民を養成し、制度に関する助言や後見人のサポート、また後見人を引き受



ける「市民後見人」の養成は、将来的に必要となってくることが予想され、専門職だけでなく、誰もが地域で普通に暮らす社会をつくるためにも住民と専門職が協働した権利擁護の体制づくりが望まれます。

### 障害者自立支援法

障がいのある方の福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度から「障害者自立支援法」に変更され、施設や事業を再編して障がいの種別に関わらず障がいのある方が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることになりました。この法律の施行による課題として①1割を原則とする利用者負担 ②事業者の減収 ③サービスの質・人材確保の困難 ④抜本的な制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れが指摘されています。(参考：高島市障害福祉計画 平成21年3月)

### スーパービジョン

専門職が自らの援助活動に自信が持てない、また誤った支援方法になっていないかを他者(第三者や上司)の視点で助言や指摘を受けることで、自らの行動を修正していく方法。

### 生活支援員

国の緊急雇用対策である「滋賀県ふるさと雇用再生特別推進事業補助金」を活用して、社協が高島市から「生活支援員設置業務」を受託し、マキノ、今津、朽木の山間集落を対象とした生活支援員を雇用して、高齢者が安心・安全に暮らし続けることができる地域づくりを支援する事業を実施するものです。本事業を担当する生活支援員は、山間過疎集落における集いの場づくり、見守り・安否確認の仕組みづくり、生活支援や相談などをおこない、区の役員、民生委員児童委員、福祉推進委員と協力して事業を実施します。

### 生活保護制度

日本国憲法第25条の生存権の規定「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助の保護の種類があります。

### 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方には、福祉サービスや不動産売買などの契約に基づく行為が困難な場合があり、これらの方々が自分らしく生きる権利を守り、自己決定を尊重し、安心して自立生活を送れるように支援することを目的としています。判断能力に応じて「補助」「補佐」「後見」の3類型があり、それに合わせて代理人である後見人が支援すべきことが決まっています。通常は家族などが後見人になりますが、身寄りがいない、頼める人がいない、低所得などの理由により、制度が利用できない人もいることから、行政や法律関係者、福祉関係者、市民後見人等の連携が益々重要になります。

### 組織構成会員制度

例えば大阪府下の社協にみられるような、自治会連合会(住民代表)、福祉関係団体、当事者団体、関連分野(教育、医療、司法、労働、生活関連など)、その他の分野といった各領域を選出母体として、社協の議決機関である評議員を選出し、幅広い層の住民や関係者が社協の組織運営に参加できるようにしていく制度。高島市社協においても現在、本制度の導入を進めるべく検討を始めました。

### 地域・小地域

本計画では、地域を旧町村の範囲、小地域を区・自治会の範囲として記述をおこなっていますが、町村合併後、明確な地域や地区といった言葉の地理的な概念が定まっていないのが現状です。地域福祉における「地域」とは、英訳するとコミュニティ(community)となり、その地域の住民が固有の文化や習慣を共有し、帰属意識を持つ「地域社会・共同社会」となります。

### 地域ケアシステム

支援の必要な高齢者や障がい者等が、在宅で暮らし続けるために公的な医療・福祉サービスのネットワークだけでなく、近隣住民やボランティアによる住民福祉活動と連携した一体的、包括的な仕組み。

### 地域生活支援会議

社協の地域支援課、相談支援課、在宅介護課に配置された各専門職が、縦割りになりがちな業務を越えて協力し、関係機関や住民と連携して公的なサービスとインフォーマルサポートの融合を図り、個別の各種ニーズに連携して対応していくための協議の場です。

### 地域福祉

地域福祉とは、高齢者や障がい者等の少数の人が抱える問題だけを考える「狭い意味での福祉」だけではなく、住民一人ひとり、高齢、障がいの有無に関わらず、みんなが安心、安全に暮らせるまちづくりのために、行政(制度)だけでは解決できないことを、住民が力を合わせて、行政や関係機関、団体と一緒に「ふくしのまちづくり」を進めることです。

### 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方々の福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理サービスをおこない、安心して生活できるように相談援助活動をおこなう事業で、社協の自立生活支援専門員等が対応しています。成年後見制度との違いは、ご本人に利用契約をする意思があり、契約内容がある程度理解できることが前提となります。

### 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助をおこなうことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的としてい



ます。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、市町村が責任主体として、市町村または委託を受けた法人が設置します。（厚生労働省資料）

### 地域密着型ケア拠点

介護施設等の運営が地域と切り離された、専門職のみの関わりによる閉鎖的な場にならないよう、地域住民やボランティアが施設運営に積極的に参加し、施設を地域社会の資源として、施設利用者、住民、施設職員の三者が対等な関係を築き、単に利用者にケアサービスを提供する場に留まらず、住民と専門職が地域の課題を共に考え、協働できる地域拠点という位置づけを意味します。

### ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求と言う意味で、欲求、必要、要求と訳されます。

### 福祉教育

地域で暮らしづらさを感じている方や住民と共に、「誰もが暮らしやすいまち」について考え、それに向けて一人ひとりが気づき、行動するきっかけをつくることで、地域が変わり、市民社会が形成されていくことを目的とした総合的な活動です。

### 福祉推進委員会

福祉推進委員会は、区・自治会の単位で住民が主体的に地域の生活・福祉課題の解決を進めるために区の役員、民生委員児童委員などの協力を得て組織され、現在市内で9割以上の設置が進んでいます。主な取り組みとして、ふれあいいきいきサロン（交流の場）の開催、高齢者、障がい者、児童等の見守り、ちょっとしたお手伝い、福祉に関する学習会の開催や広報活動、世代交流、防災活動、地域の祭り、行事等の運営、協力など区・自治会によって様々な活動がおこなわれています。

### 福祉有償運送

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲内であり、営利と認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別サービスです。（参考：福祉有償運送ガイドブック 平成20年3月 国土交通省自動車交通局旅客課）

### ふれあいいきいきサロン

地域の歩いて行ける範囲で、住民が気軽に集える出会いの場、交流の場、仲間作りの場として全国で展開されています。平成9年の全国調査では3千カ所だったふれあいサロンは、平成17年には約4万カ所にまで広がり、当初は高齢者のための閉じこもり予防、ふれあい、交流の場として始まったサロンは、子育て家庭を中心としたサロン、障がい者の方を中心としたサロンなど、孤立しがちな方々の居場所づくりとして増え続けています。

高島市では7割の福祉推進委員会でサロンが開催され、年間のべ14,000人の方が参加しています。また精神障がい者の方のサロン、子育てサロンなどもボランティアにより開催されています。

### ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を支援し、社会で起こっている問題や課題を解決していくための支援をおこなう専門職。ボランティアを求めている人や団体とボランティア活動者を適切につなぎ、ボランティアがまちづくりの主体として活動できるように支援します。高島市では、社協の法人本部にボランティアセンターがあります。

### ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援拠点として設置され、地域住民のボランティアに対する関心を高め、誰もが、いつでも、気軽にボランティア活動に参加できるような地域をつくるための推進主体と言えます。全国の都道府県・市区町村社協をはじめ、民間非営利のボランティアセンターも都市部を中心に設置されています。

### VC

ボランティアセンター（Volunteer Center）の略

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。民生委員・児童委員は「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と同法第1条でその任務を規定されています。

民生委員・児童委員制度の源と言われる済世顧問制度が、大正6年に岡山県に創設されて90年が経過しました。支援を必要とする地域住民ができる限り地域で自立した生活を営むことができるよう地域社会全体で支えていく「地域福祉の推進」の主要な担い手として、住民にとって最も身近な相談・援助者として活動されています。

（参考：民生委員制度創立90周年記念誌「広げよう地域に根ざした思いやり」）

### ワークショップ

参加者が互いの意見や考え方について相手を尊重しながら対等な立場で発言し、協働体験を通して合意を図っていく場です。

**住民福祉活動計画（第1次）**

（マキノ・今津・朽木・安曇川・高島・新旭）

**高島市地域福祉推進計画（第1次）**

平成22（2010）年3月

発行：社会福祉法人 高島市社会福祉協議会

〒520-1121 滋賀県高島市勝野215番地

電話：（0740）36-8220

FAX：（0740）36-8221

E-mail：info@takashima-shakyo.or.jp

★この計画はホームページからもご覧いただけます。またPDFデータでダウンロードも可能です。 高島市社協ホームページ⇒ [www.takashima-shakyo.or.jp](http://www.takashima-shakyo.or.jp)

あたたかなつながりを実感できる、  
みんなが主役のまちづくり



【表紙・裏表紙のデザイン】 各住民福祉活動計画のイメージカラー6色に、高島市地域福祉推進計画のイメージカラー1色を加え「虹」を表現しています。各計画が、未来への大きなかけはしとなるよう取り組みを進めてまいります。

◆この冊子は、住民の皆様にご協力いただきました社協会費を財源として作成いたしました。